

従業員様へ

年末調整チェックリスト

質問事項	確認欄	依頼事項	添付書類
令和2年中に扶養者はいますか？		扶養控除等申告書に、扶養者の氏名等を記入して下さい。	
配偶者の給与収入は103万円超201万6千円未満でしょうか？その他、年金等の収入はありますか？		配偶者控除等申告書に、配偶者の氏名・生年月日・収入金額を記入して下さい。	
生命保険・地震保険の支払いはありますか？		保険料控除申告書に証明書を添付して下さい。	・生命保険料控除証明書(一般・介護・個人年金) ・地震保険料控除証明書
国民年金・国民年金基金の支払いはありますか？		保険料控除申告書に証明書を添付して下さい。	・国民年金保険料控除証明書 ・国民年金基金保険料控除証明書
その他の社会保険料の支払いはありますか？ ・国民健康保険 ・介護保険(公的年金からの天引きされていても可) ・後期高齢者医療保険(介護保険と同様)		保険料控除申告書に種類・支払先の名称・金額を記入して下さい。	
小規模企業共済掛金の支払いはありますか？		保険料控除申告書に証明書を添付して下さい。	・小規模企業共済掛金払込証明書
今年からここで働きはじめましたか？		本年中に前職のある方は、前職の源泉徴収票を入手して下さい。無い場合は、年末調整が出来ません。	・前職の源泉徴収票
住宅ローン控除がありますか？ (2年目以降の方に限られます。初めて控除を受ける場合は年末調整ではなく、確定申告が必要です。)		税務署から送られてきた住宅借入金特別控除申告書に必要な事項を記入し、残高証明書を添付して下さい。	・住宅借入金特別控除申告書 ・年末借入金残高証明書
ご自身、または扶養者で障害者手帳をお持ちの方はいますか？		扶養控除等申告書に記入して下さい。	・障害者手帳の等級、写真欄のコピー

お手数ですが、 月 日()までに、ご準備下さい。

年末調整の各提出書類について

下記の書類(A)(B)(C)を記入し、必要書類をクリップ留めして提出して下さい。

- (A) 令和2年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書(右上に「**基・配・所**」と記載された用紙)
- (B) 令和3年分 扶養控除申告書(右上に「**扶**」と記載された用紙)
- (C) 令和2年分 保険料控除証明書(右上に「**保**」と記載された用紙)

《令和2年の改正点》

給与所得控除の減額、基礎控除額の増額及び所得制限

→ただし、給与所得控除と基礎控除の割合が見直されただけのため、給与収入のみの方については実質的な変更はありません。

所得金額調整控除の新設 →給与収入が850万円を超える人のうち、要件を満たす場合に控除の対象になります。

未婚のひとり親に対する控除の見直し

→性別や婚姻歴に関わらず、所得金額48万円未満の子を扶養している場合は「ひとり親控除」の35万円控除が受けられます。

上記以外の寡婦については、今までと同様に27万円控除の適用の対象になります。ただし、子以外の扶養親族がいる寡婦については、男性の寡夫と同様に所得500万円以下の場合にのみ適用になる所得制限を設けることとなりました。

ご注意ください

- ・ **個人番号(マイナンバー)は提出済みのため、扶養控除申告書等に記載しないで下さい。**

間違えやすい点

- ・ 「非居住者である親族」は、国外に住所がある方が対象です。
- ・ 所得の見積額の欄に収入金額を記入している方がいます。
所得とは、収入金額から必要経費を差し引いた金額のことです。収入の種類によって、必要経費の金額は異なります。
- ・ **控除対象扶養者の欄に、所得金額48万円以上の扶養者を記入している場合があります。**
扶養控除は、扶養者の所得が48万円未満の方が対象の為、注意が必要です。
- ・ 所得の見積額の欄に金額の記入がない方がいます。所得が無い場合には所得の見積額の欄に「0」を記入して下さい。
- ・ **配偶者特別控除の申告漏れにご注意ください。配偶者の所得が48万円を超えていても、133万円以下であれば控除出来る場合があります。**
- ・ 遺族年金や失業給付金は収入金額に含みませんので、計算からは除いてください。
- ・ **平成18年1月2日以後生まれの方(16歳未満)を控除対象扶養者の欄に記入している方がいます。**
年少扶養親族に該当しますので、下部の住民税に関する事項の欄に記入してください。
- ・ **国民健康保険の支払金額を令和2年度 保険料通知書の合計金額で記入している方がいます。**
令和2年1、2月が納付期限の金額は、令和1年度の通知書に記載されています。
実際に令和2年に支払った金額を記入してください。
- ・ 介護保険、後期高齢者医療保険の金額が分からない場合は、最寄りの市町村で確認することも出来ます。